

埼玉県建築審査会規則

平成十七年四月八日

規則第二百二十四号

改正

平成二一年 三月三十一日規則第五八号

平成二八年 三月一日規則第四号

埼玉県建築審査会規則をここに公布する。

埼玉県建築審査会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）第六条の規定に基づき、埼玉県建築審査会（以下「審査会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審査会は、委員七人をもって組織する。

2 審査会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門調査員を置くことができる。

(委員の任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

追加〔平成二八年規則四号〕

(専門調査員)

第四条 専門調査員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

2 専門調査員の任期は、当該専門の事項を調査審議する期間とする。

一部改正〔平成二八年規則四号〕

(会議)

第五条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

一部改正〔平成二八年規則四号〕

(関係者の出席)

第六条 審査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

一部改正〔平成二八年規則四号〕

(会議の公開)

第七条 審査会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の三分の二以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

一部改正〔平成二八年規則四号〕

(議事録)

第八条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する二人の委員が署名し、又は記名押印しなければならない。

一部改正〔平成二八年規則四号〕

(庶務)

第九条 審査会の庶務は、都市整備部建築安全課において処理する。

一部改正〔平成二一年規則五八号・二八年四号〕

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

一部改正〔平成二八年規則四号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十一年三月三十一日規則第五十八号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年三月十一日規則第四号）

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十九条第二項の規定により委員に任命されている者の任期は、改正後の第三条第一項の規定にかかわらず、平成二十九年一月三十一日までとする。